

揭示文書一覽(市長分)

令和7年11月11日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	549	納付通知書の公示送達について	国民健康保険課
告示	550	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	551	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	552	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室
告示	553	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	554	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	555	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 549号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

納付通知書の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

別紙のとおり

2 送達すべき書類

- (1) 令和7年度（2025年度）国民健康保険料納付通知書
- (2) 令和6年度（2024年度）国民健康保険料納付通知書

公 示 送 達 者 名 簿 （令和7年度国民健康保険料納付通知書）

(別紙)

最後に確認された住所（所在地）	氏 名（名 称）	備 考
姫路市忍町136番地ドルチェビータ姫路606	JUN MIREU	
姫路市飾磨区上野田四丁目254番地プロニティN202	井上 文彬	
姫路市西庄甲17番地1	服部 栄	
姫路市書写1602番地坂口富貴寮5号室	BHUIYAN SIAM TAHSIN	
神戸市西区天が岡679番地の65レオパレス天が岡209号	小村 直也	
姫路市飾磨区中島三丁目108番地ナカヤコーポE-1	本間 美空	
加古川市加古川町篠原町500番地リベール加古川駅前602号	VUONG VAN NHAT	
姫路市朝日町9番地ビーフォレスト姫路EAST402号室	森田 悠介	
姫路市御立東二丁目23番12号	宮本 文彦	
姫路市飾磨区今在家四丁目36番地ルームK302号	松岡 瑞穂	
姫路市夢前町前之庄4363番地市住1号	末藤 洋子	
姫路市書写289番地6レオパレスドリーム104号	中筋 優	
姫路市大塩町426番地1サンライズ大塩105	中川 勇樹	
姫路市飾磨区細江469番地レジデンス飾磨4-B号室	大塚 幸貴	
姫路市庄田130番地	坂本 清一	
姫路市緑台一丁目4番7号	幸 拓哉	

公 示 送 達 者 名 簿 （令和7年度国民健康保険料納付通知書）

（別紙）

最後に確認された住所（所在地）	氏 名（名 称）	備 考
姫路市大津区天神町二丁目98番地エクセルハイム 101	玉川 琉哉	
姫路市苫編南一丁目78番地パレス苫編三番館203	仙賀 一至	
姫路市香寺町土師985番地	大久保 祐輔	
姫路市白鳥台一丁目14番17号	日信 恵	
姫路市広畑区城山町1番地9県営姫路城山高層第1号棟第106号	三村 弘幸	
姫路市飾磨区妻鹿858番地1ハンプデンコート 101号	高島 武志	
姫路市飾磨区高町二丁目396番地ボナール高町107	福永 政道	
姫路市別所町佐土37番地	DO THI MINH HUONG	
姫路市北条口一丁目45番地ハリマコーポラス2F	角本 アマンダ	
姫路市東山247番地5サンフォーレハイツA棟201	作田 裕紀	
岐阜県岐阜市殿町3丁目7番地メゾンシャンポール	JAYARATHNAGE THILANKA SRIMAL SENARATHNE	
大阪府大阪市西成区天下茶屋北2丁目6番13号カネマツ2番館 816号	堤 大輔	

公 示 送 達 者 名 簿 （令和6年度国民健康保険料納付通知書）

(別紙)

最後に確認された住所（所在地）	氏 名 （ 名 称 ）	備 考
大阪府大阪市都島区都島本通5丁目6－24	服部 栄	
姫路市飾磨区高町二丁目396番地ポナール高町107	福永 政道	

姫路市告示第 550号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関に指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	有 効 期 間
令和7年（2025年）9月22日	北風歯科診療所	姫路市南畝町672番地6	令和7年9月22日から令和13年9月21日まで
令和7年（2025年）11月1日	瀧口デンタルクリニック	姫路市広畑区小松町一丁目36番地1	令和7年11月1日から令和13年10月31日まで
令和7年（2025年）10月27日	アルル訪問看護ステーション	姫路市飾磨区妻鹿427番地5	令和7年10月27日から令和13年8月31日まで
令和7年（2025年）11月1日	訪問看護ルミナスメディカル姫路	姫路市宮西町三丁目13番地	令和7年11月1日から令和13年10月31日まで

姫路市告示第 551号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から事業を廃止した旨の届出
があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和7年（2025年）9月16日	ささえ心療クリニック	姫路市飾磨区英賀清水町一丁目32番地
令和7年（2025年）9月21日	北風歯科診療所	姫路市南畝町672番地6

姫路市告示第 552号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定施術機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第55条第1項の規定により、下記の施術者を医療扶助及び医療支援給付のた
めの施術を担当する機関に指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地
令和7年（2025 年）10月1日	小西 正康	こにし接骨院	姫路市亀山一丁目104 番地2

姫路市告示第 553号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規
定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の
3の規定により告示する。

記

変 更 年 月 日	事 業 者 称 の 業 名	主 事 務 所 た 所 在 る の 地	事 業 所 称 の 業 名	事 業 所 の 地 所 在 地
令和7年 (2025年) 10月1日	株式会社高度 医療福祉サー ビス	姫路市野里43 0番地6	(変更前) 白鷺ケアプラ ンセンター	姫路市野里43 0番地6
			(変更後) 居宅介護支援 事業所しらさ ぎ	

姫路市告示第 554号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規
定により、下記の指定介護機関から事業所を休止した旨の届出があったので、同法第
55条の3の規定により告示する。

記

休 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 10月1日	株式会社松本	姫路市野里91 4番地5	オレンジーナ豊 富	姫路市豊富町 豊富2602 番地

姫路市告示第 555号

令和 7年11月11日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市保城498番地1 ジュネス保城211号室

古橋 裕子

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状